

愛媛県

学校における働き方改革推進方針

～愛顔あふれる学校を目指して～

愛媛県教育委員会

令和元年11月

はじめに

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、将来を担う子どもたちへよりよい教育を実践していくためには、教職員の長時間勤務を解消し、限られた時間の中で、子どもたちと向き合う時間を十分に確保することが重要となっています。

一方で、本県の教員の勤務状況については、平成30年11月に、抽出校の教員を対象として調査を実施したところ、1週間当たりの学内勤務時間が60時間を超える働き方をしている教諭が、小学校で約4割、中学校で約7割、高校で約6割と、多数存在することが改めて明らかになっています。

こうした中、県教育委員会では、平成28年10月に「愛媛県教職員業務改善方針」を策定し、学校における業務改善の取組を進めてきたところですが、県内公立学校における働き方改革をさらに推進するため、令和元年5月に設置した「愛媛県学校における働き方改革推進本部」における審議を踏まえ、改めて本方針を策定しました。

学校現場で教育に携わる誰もが、ワーク・ライフ・バランスを実現し、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、また、子どもたちが、プロフェッショナルとしての誇りややりがいを持ち、生き生きと働く魅力的な教職員に囲まれて、伸びやかに学ぶことができるよう、より一層取組を進めていきます。



1 目指すところ

教職員の心身の健康を保つとともに、誇りややりがいを持って能力を発揮できる環境を整え、子どもたちへ効果的な教育活動を行うことで、本県教育の質の更なる向上を図ります。

- 教職員の「子ども一人一人と向き合う時間」や「授業改善のための時間」を十分確保します。
- 教職員一人一人がワーク・ライフ・バランスの一層の充実を図ります。

2 本方針の位置付け

本方針は、県教育委員会の県立学校における働き方改革を推進するための取組方針ですが、市町教育委員会に対しても本方針を参考とした取組を促すとともに、必要な支援・情報提供を積極的に行います。

3 県立学校の教師の勤務時間の上限の目安時間

時間外勤務の上限の目安時間

○原則として、月45時間・年360時間

○臨時的な特別の事情がある場合でも

- ・年720時間以内
- ・複数月平均80時間以内
- ・月100時間未満

また、月45時間を超えるのは年間6か月まで

- ※ 詳細は、愛媛県県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針
- ※ 事務職員等については、「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用
- ※ 教師とは、愛媛県県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針で定める教育職員のこと

4 設定年度

令和元年 ～ 令和3年度（3年間）

5 取組の姿勢

《教育委員会の姿勢》

「6 取組の柱」に掲げる6つの取組を積極的に推進し、教育活動に携わる誰にとっても働きやすい学校となるよう教育環境を整えるとともに、これからも多くの魅力的な人材が学校現場で活躍できるよう、学校、PTA、地域等と連携・協働して、学校における働き方改革に全力で取り組みます。

《各県立学校の姿勢》

校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、学校組織マネジメントの向上に取り組み、学校組織全体で業務の見直し・効率化を図るとともに、教職員一人一人が担当業務の効率化を進め、勤務時間を意識したメリハリのある働き方を実践する姿勢が求められます。

6 取組の柱

学校における働き方改革に取り組むべき方向性として、6つの取組の柱を設定しました。

具体的な内容については、別途（毎年）、重点的な取組をまとめた「推進計画」を策定し、着実な実行を目指します。

（1）業務負担軽減のためのICTの活用や業務などの見直し等

校務支援システムなどのICTを効果的に活用し、教材・指導方法等の提供・共有化、各種計画や報告書等の簡略化、学校事務の機能強化などに取り組み、校務事務等の効率化・能率化を図り、業務負担を軽減します。

また、行事や会議、調査、研修、研究指定校などについても、適正化や簡素化の観点から、適宜見直しを図ります。

(2) 専門スタッフの活用等によるチーム学校の推進

スクール・サポート・スタッフや非常勤職員などを配置し、教職員の教育活動等を支援します。さらに、部活動指導員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー（弁護士）など、専門的な人材の配置等による支援の充実を図ります。

加えて、教職員や専門スタッフがチームとして機能するよう、管理職のリーダーシップや学校のマネジメントの在り方等の検討や、一人一人が力を発揮し、さらに伸ばしていけるよう人材育成にも取り組み、「チームとしての学校」の機能強化を図ります。

(3) 部活動の負担軽減

部活動指導員等の活用や「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」及び「愛媛県の文化部活動の在り方に関する方針」に定める活動時間・休養日の適切な設定等を通じて、生徒のバランスのとれた生活や健やかな成長とともに、顧問教員の負担軽減を図ります。

(4) 勤務時間の適正化と教職員の意識改革

教職員の勤務時間や業務量など、勤務実態を適正に把握し、見える化をすることで、教職員一人一人の意識改革を促し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

また、メンタルヘルスケア対策の充実など、教職員の健康管理に配慮した働き方を推進するとともに、学校組織マネジメント研修の実施や、休暇を取得しやすい環境づくりなど、一人一人の求める生き方や価値観を受容できる職場風土を築き、テレワークの推進など、多様な働き方の実現に取り組みます。

(5) 市町教育委員会・学校との連携

県教育委員会、市町教育委員会及び各学校による意見交換会の開催などにより、学校における働き方改革の推進に向けた意識を共有し、業務改善の優良事例などの情報共有を図るとともに、専門スタッフ等の人材配置や、制度の見直し等の実現に向け連携して取り組むなど、オール愛媛体制でよりよい教育環境の整備を進めます。

(6) 保護者・地域との連携

教育の質を高めながら学校における働き方改革を推進するためには、保護者や地域の方々の理解・協力が不可欠であることから、PTA活動や地域学校協働活動と連携するなど、学校教育への協力・支援体制の充実に取り組むとともに、HP等を活用した積極的な情報発信などにより、機運の醸成を図ります。

7 取組の成果の検証

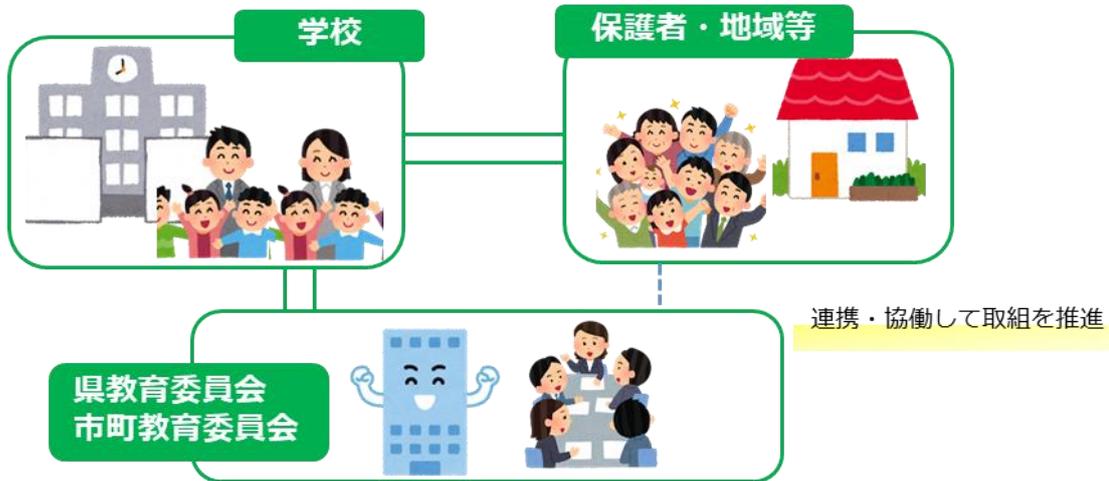
「3 県立学校の教師の勤務時間の上限の目安時間」の遵守を目指しますが、働き方改革の取組が勤務時間の削減のみにとらわれることのないよう、心身の健康の確保、充実した教育活動のための学習機会の創出、プロフェッショナルとしての誇りややりがい等に関して、以下のとおり指標を設定し、成果を検証します。

指標		目標値（目指すところ）
(1)	時間外勤務月80時間超の教師の割合	時間外勤務の上限月45時間以内を目指しつつ、時間外勤務が月80時間を超える教師をゼロにする。
(2)	教師自身の学びの実践（専門書を読む、他校の見学、講座等への参加など）	毎年度、自身の学びに取り組む教師が増加することで、職能成長が図られ、効果的な教育活動が実践される。
(3)	教職員のやりがい（ワーク・エンゲイジメント）	毎年度、数値が改善することで、心身ともに健康で、誇りややりがいを持って教育活動を行う教職員が増加する。
(4)	教職員の抑うつ傾向（メンタルヘルス）	
(5)	教職員の主観的幸福感（ワーク・ライフ・バランス）	

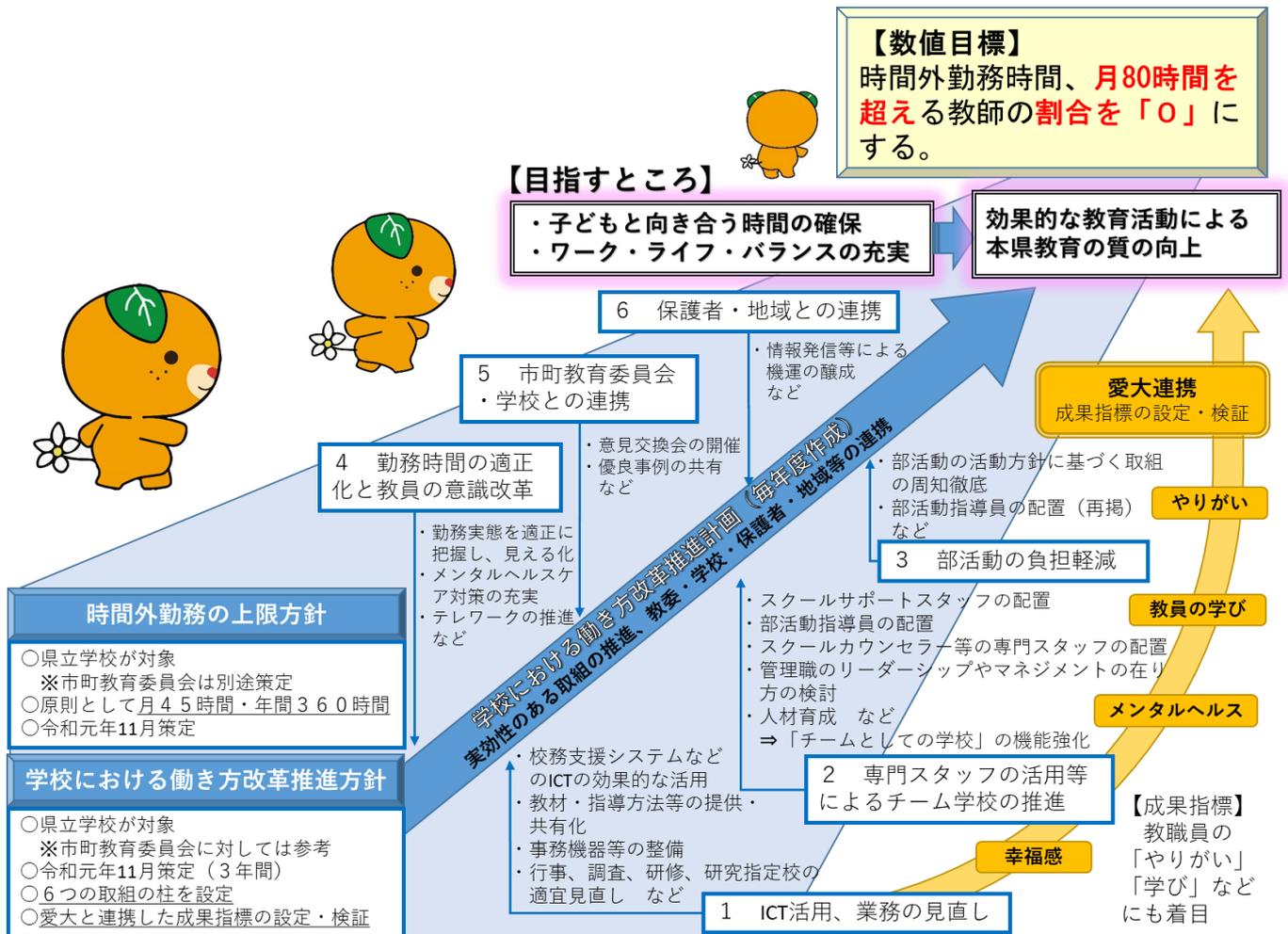
指標に関して、働き方改革推進月間（11月）に調査を実施

《参考》

1. 推進体制イメージ



(方針)

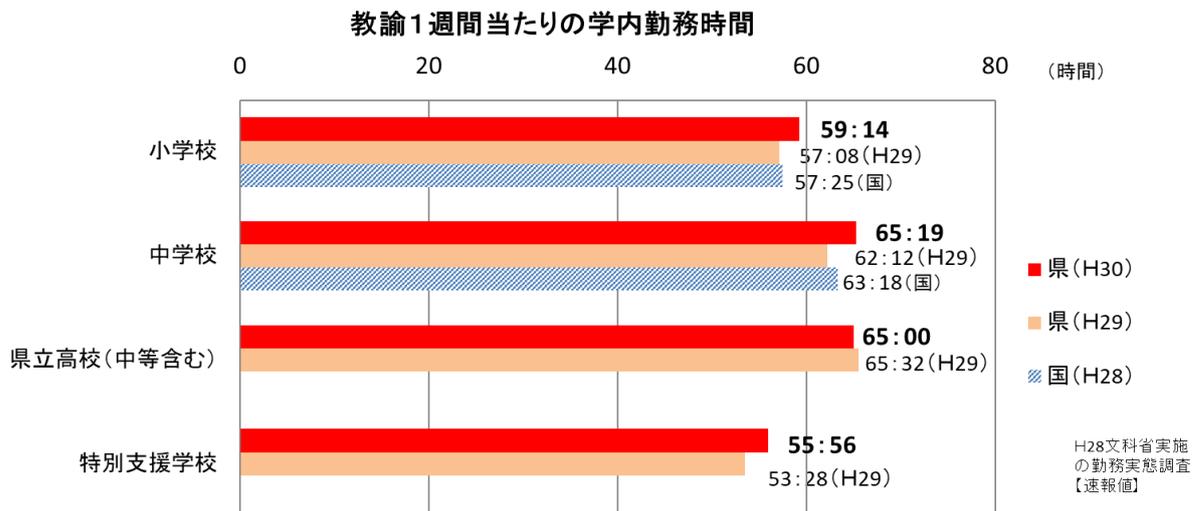


2. 本県の勤務実態の状況（H30年度）

調査期間：平成30年11月の通常の教育活動を行う連続する7日間

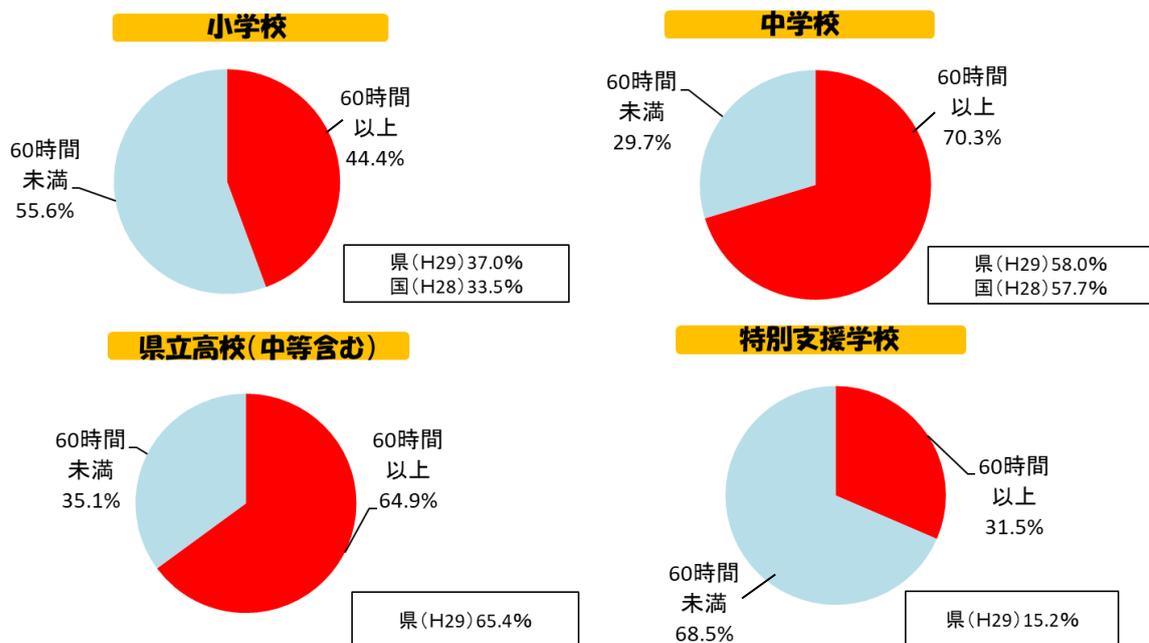
調査対象：県内小学校40校、中学校20校（各市町より小2校、中1校を抽出）

県立学校12校（高校9校・中等1校、特支2校を抽出）



※調査の平均回答時間（1週間につき 小学校64分、中学校66分、県立学校42分）を差し引いている。ただし、休憩時間は含む。（文科調査と同様）

< 1週間（7日間の合計）当たりの学内勤務時間が60時間を超える教諭の割合 >



3. これまでの取組

(1) 体制の整備・方針等の策定

- H28.10月 愛媛県教職員業務改善方針の策定
- H29.5月～ ワーキンググループの設置
- H30～ 業務改善計画の策定（毎年）
- R元.5月～ 愛媛県学校における働き方改革推進本部の設置
- R元.11月 愛媛県県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定
- R元.11月 愛媛県学校における働き方改革推進方針の策定

(2) 主な取組

① 業務負担軽減のためのICTの活用や業務などの見直し等

ICTを活用した校務支援

- ICT活用による通知表や調査書等の作成を推進し、学級担任の作成に係る用務時間を縮減
- R元年度から、全ての県立学校で統合型校務支援システムが稼働

研究指定の精選

- 幼小中学校の研究指定校、学校訪問等の数を6年間で97校減
- 県立学校の学校訪問校数を2校減

研修会等の見直し

- 教職員の育成指標を定め、養成・採用・研修の一体化を図るとともに、研修内容・時期・講座数を精選
- 基礎研修の申込手続きをWeb化

調査等の精選

- 県立学校で、高校入試報告に校務支援システムを活用
 - 県教委の実施する調査・照会の精選、実施時期の周知
- 【削減実績】28年度：82件 → 30年度：76件

作文・絵画コンクール等への出展依頼への対応の整理

- 県（及び関係団体）の実施するコンクール等の把握、及び県庁内各部署に対し、学校の負担軽減に配慮した実施等について依頼

② 専門スタッフの活用等によるチーム学校の推進

人的配置

- 小中学校にスクールカウンセラー、ハートなんでも相談員、スクールソーシャルワーカーを180人、県立学校にスクールライフアドバイザーを23人配置し、生徒指導を支援
 - スクール・サポート・スタッフの配置（H30～）
- 【H30実績】小中学校20人、県立学校6人
- 【R元（11月）】小中学校に54人、県立学校10人配置

学校におけるトラブル対応支援

- トラブルサポートチームの派遣を制度化し、H30年度は7件の派遣を実施
- H30年度から整備したスクールロイヤー（弁護士1名）への相談件数は、年間17件

③部活動の負担軽減

部活動に関する方針策定及び部活動指導員の配置

- 国のガイドラインに基づく休養日の設定等、県の方針を策定。これに則り、全ての県立高校では、毎年度活動方針を策定
- 部活動指導員の配置（高校は県独自で配置）（H29：モデル実施、H30～）
【H30実績】市町立中学校29人、県立学校5人（運動部のみ）
【R元（11月）】市町立中学校32人、県立学校9人（文化部も対象）

④勤務時間の適正化と教員の意識改革

教職員の意識改革

- 市町教育委員会関係者を対象に意見交換会を開催。県立学校では校長・教頭を対象に業務改善研修を実施
- 学校閉庁日の導入（H30～：全市町、R元～：全県立学校）

メンタルヘルスケア対策

- 全ての県立学校教職員を対象に年1回ストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調の早期発見、早期対応。産業保健スタッフによる巡回相談の実施（H30年度から3年で県立学校すべてに実施）

テレワークの推進

- 県立学校の全教職員約3,700人に導入（R元.7月～）

⑤市町教育委員会・学校との連携

業務改善モデル事業の実施

- モデル市町において、業務改善の取組について実証研究を行い、具体的なノウハウや成果を分析（H29～）
- 全市町が一堂に会し、意見交換を行う会を年2回開催し、取組の横展開を図る

⑥保護者・地域との連携

保護者・地域の理解、協力

- 働き方改革推進共同宣言の実施（県・市町教委、学校、PTA、関係団体等）
※10/27 えひめ教育の日推進大会内で宣言
- PTAへの働きかけ（チラシ配布、説明）
- HP等による積極的な情報発信（教育広報えひめ「働き方改革通信」等）

【愛媛県の学校における働き方改革に関するホームページ】

県 <https://www.pref.ehime.jp/k70200/gyoumukaizen.html>

県教育委員会 https://ehime-c.esnet.ed.jp/kaikaku/kaikaku_top.htm



愛媛県 学校 働き方改革

